

第5回懇談会で「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキームについて」各委員より出された意見について（概要）

1. 考えられる支援のスキームの例

(1) 強制徴収（税）方式

1) 目的税方式

- ① マニフェストの料金への上乗せ拠出方式
- ② 最終処分量に応じた拠出方式

2) 一般税方式（予算措置）

- 国からの財政支援（基金への一定額の拠出等）

(2) 任意拠出方式

- ① マニフェストの料金への上乗せ任意拠出方式

- ② 関係業界毎のとりまとめ・任意拠出方式（現行スキームに類似）

(3) その他（個別の処分場における不適正処分に係る事前積立方式）

- 最終処分場設置許可業者等による事前積み立て

2. 委員からの意見

- 新たな支援のスキームを考える前提となる「支援の必要性」をまず明確にすべき。
- 単なるボランタリーの継続は困難。何らかの強制的な枠組みが必要ではないか。
- 支援の対象となるのはあくまでも行政の代執行であり、法的には将来的に求償できるといつても現実にはほとんど不可能である。ここでは、ある程度の税金を投入せざるを得ないということを前提とした、周辺の住民等の生活環境保全上の支障の除去等の観点から必要最低限度の措置に対する財政支援であることを明確にすべき。
- マニフェストを活用した拠出を考えるのであれば、例えば、自ら処分する場合にはマニフェストが不要であること、紙マニフェストについては特に決まった用紙があるわけではないこと等を法制度的に整理する必要がある。
- 広く薄く徴収／出えんできるスキームがよい。
- 適正にやっている人からの徴収を何らかの形で還元等してしまうとすれば、財政支援するための資金がほとんど集まらないのではないか。
- 支障除去等の措置においては、全量撤去ではない場合には、アフターケア（事後管理等）をどうするのかを考えておく必要がある。
- モラルハザードとならないような仕組みとすべき。
- 支障除去等の措置と併行して、その土地を含めて今後どのように活用していくのかを地域において検討する必要がある。